

インドネシア共和国土地銀行機構一行のUR訪問及び地区視察

令和8年4月7日、インドネシア共和国土地銀行機構のハキキ・スドラジャット代表代行をはじめとする一行約20名が、当機構の本位田統括役を表敬訪問されました。

土地銀行機構は、公共・社会の利益、国家の発展、経済的な公平性、土地整備、農地改良のための土地の取得・活用を目的にインドネシア政府により設立された機関であり、当機構からJICA専門家として派遣されている職員が都市開発制度及び手法の活用に関するアドバイスを行っています。今回は、日本の都市開発・土地活用の実例、特に当機構の都市開発に係る取組みに注目されての訪問となりました。

本位田統括役、ハキキ代表代行それぞれの挨拶のあと、それぞれの組織における取組み等について意見交換を行いました。

その後、当機構から、URが土地区画整理事業を施行したみなとみらい21地区の事業経緯や計画の特徴について説明をした後に、現地にて公共交通（みなとみらい線）と建物（クイーンズスクエア横浜）の一体的整備等、URが横浜市や民間企業と協働で進めたまちづくりを視察しました。ハキキ代表代行をはじめとする土地銀行機構の方からは、みなとみらい21地区のように長期間にわたる大規模な事業を、社会経済情勢の変化にもかかわらず一貫して安定的に進めることができた点について、多くの関心が寄せられました。

当機構は引き続き、インドネシア関係機関との連携を深めていくとともに、海外における日本企業の事業参画機会の創出に向けて取り組んでいきます。



【お問い合わせ先】

本社 海外展開支援部事業支援第2課 巢山、幡本 （電話）045-650-0967

■UR都市機構の海外展開支援業務について

新興国を中心とした世界の旺盛なインフラ需要を取り込むことは我が国の成長戦略の重要な柱であり、日本企業の海外展開を強力に推進するため、海外インフラ展開法（海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律）が平成30年8月31日に施行されました。

これに伴いUR都市機構は、海外の都市開発などにおいて、都市計画マスタープランの策定支援や技術支援、海外パートナーと日本企業との調整などを通じて日本企業が参入しやすい環境の整備を進めています。

UR都市機構の歩みは戦後の住宅不足解消に端を発しています。1955年から様々なステークホルダーとともに、時代時代の多様性に即し、安全・安心・快適なまちづくり・くらしづくりを通して、「人が輝く“まち”」の実現に貢献してまいりました。そしてこれからも、変化する社会課題に挑戦し続けることで皆さまにお応えし、「人が輝く“まち”」づくりに不可欠な存在でありたいと考えております。これまで培ってきた持続可能なまちづくりのノウハウをいかし、都市再生事業・賃貸住宅事業・災害対応支援・海外展開支援に全力で取り組んでまいります。

<https://www.ur-net.go.jp/>



—— 社会課題を、超えていく。——



UR都市機構



UR都市機構は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。